

メキシコ現地法人設立とそれに伴う基本的な法的問題

以下は商業目的で外国資本により設立されるメキシコ法人の守るべき法的原則である。

1. 会社の設立及びそれに伴う文書

メキシコ法の下では会社はメキシコの公証人の立合いの下で設立され、設立行為及び設立定款を国税庁及び州の登記所に届出なければならない。なお会社は以下の文書を保有しなければならない。

- 資本金増減簿。資本金の増資、減資が全て記録されている事。
- 株主（持分所有者）総会議事録。通常総会又は特別総会の議事録。
- 株主名簿。
- 取締役会議事録（経営方針が合議制で決定される場合）
メキシコ法では取締役会を設置せず、**one man** の単独経営者の指名可能。（独占管理者）
- 株式発行証（償却証）
- 年に1回は株主総会（定時総会）を開催する事。

2. 外国投資

- 外国資本の会社は外資登録簿（NRFI）に登録しなければならない。
- 外資登録は毎年更新されなければならない。年収が最低賃金の3000日分を超える時は四半期毎の報告書をしなければならない。

3. 行政法上の登録と提出

会社を運営してゆく為には連邦法上税務申告報告並びに州法上、市条例上諸届出を以下の如く行わねばならない。

- 国税庁への登録。この登録により会社は付加価値税（VAT）、キャピタルゲイン税、法人税を納税し、又源泉徴収を行う。
- 州財務局への登録。これは州に対し州賃金税を払う為に行う。
- 社会保障(IMSS)。社会保障庁への登録により会社はその従業員の社会保障給付分を支払い退職金基金への拠出を行う。
- 市の営業許可。本許可申請は義務である。申請の対象は市によって異なる。この許可取得の為には民権保護のルールと消防のルールに従う必要がある。
- 企業情報システム (SIEM)への登録。
- 種々の目的の為の会社代表者の登記(RUPA)。

4. 移民局関係

メキシコ法人の投資がなされる場合、外国人投資者（外資）は外国よりの技術援助及び技術の指導者に対する労働許可は言うに及ばず、マネージメントのレベルでも外国人を指名してコントロールする事を要求する。従って当該外資のコントロールする会社はメキシコの現地法人の経営者及び技術の導入者を保持する為に都度、移民局への登録更新しなければならない。

5. 環境

業種及び業務の種類に応じ会社は下記の如く連邦、州、市のいずれかの環境許可を取得しなければならない。

- 州政府への環境インパクト報告。州で工業活動を行う全ての会社は本報告書の提出を要求される。工業活動の種類により、会社は排出物の管理及び廃棄物の処理を要求される。それは、それぞれの環境許可の中で示される。
- 会社の操業が有毒物、有害物を含む場合は連邦政府の許可を必要とする。
- 会社が公共の排水システムに排出する水を製造工程で使用する場合は市の許可を必要とする。
- これらの環境許可を申請するに際してはメキシコ公式規準 **NOM s** (メキシコの **JIS** 規格) を遵守する事が要求される。

6. 労働関係

会社の業務の種類によって労働協約を州の労働局に登録することが求められる。業種が自動車、鉱山、その他のセンシティブな業種であれば連邦政府への登録が要求される。しかしながら連邦の権限により労働組合は労働力の供給減として重要な役割を演じる。労働協約は労働局に登録されねばならない。更に会社はその従業者との関係で以下の諸規整にしたがわねばならない。

- 教育訓練及び衛生委員会
- 利益配分委員会
- 安全、衛生、照明、粉塵管理、フォークリフト及びその他のメキシコ公式規準 (西語略語 **NOM**)。これらの規準を遵守している事を立証するため、労働当局はしばしば現場検証を行う。
- 各従業者の社会保険庁及び退職金口座への登録。
- 労働災害台帳
- 社会保険の為の従業者の業務上の危険度の分類。
- 安全衛生委員会の議事録
- 連邦住宅基金 (**INFONAVIT**)への登録及び関係書類。

7. 外国貿易

メキシコ政府は過去 **20** 年以上にわたってマキラドーラ (保税加工) 制度を実施してきた。この間、この制度は色々と手が加えられて現在は **IMMEX** プログラムと呼ばれている。**IMMEX** プログラムに登録されているメキシコの会社は原材料、機械、設備を一定の条件の下で例えば付加価値税 (**VAT**) を支払って輸入税免税輸入ができる。なお **IMMEX** プログラムは登録会社に月次・年次の報告書の提出を要求する。又 **IMMEX** プログラムは登録会社に関税申告用の特定のソフトウェアを使用する事を求める。

産業分野別振興プログラム(**PROSEC**)は、製造業者に特定の商品の製造に使用する原材料を低税率 (場合によっては輸入税 0%) で輸入する事を認める制度である。これは当該最終製品が輸出されるか、国内で消費されるか否かに関係ない。

8. 不動産

外資条項を持つ外国資本のメキシコ会社は制限区域（外資が直接所有権を取得できない区域）外で不動産を取得するには以下の届出、許可、支払等が必要となる。

- 外務省
- 公証人役場
- 土地の使用目的の合致
- 土地の使用許可
- 固定資産税の支払
- 建築許可

9. 資産、機械、設備

会社は会社帳簿に資産の記帳を行い、保持する事を要求される。

- 機械・設備のインボイス或は権利証の保有
- 輸入関係書類、輸入税支払証の保有
- メキシコ会社が親会社の資産を使用している場合（IMMEX プログラムによる保税加工）は受託加工契約が必要。なお当該契約には公証人の認証が必要

10. 特許権、商標権、商標権使用許諾許可、技術援助援助契約

会社はメキシコ工業所有権の為に会社の使用する機械設備について、そのソフトウェア使用のライセンスを所有せねばならない。なお会社はその所有する特許権、商標権、商号をすべて登録する事。

11. 保健

厚生省に登録すべき製品、商標、広告文についての情報、保健法により規制される輸入許可、製造許可、製品の販売許可についての情報

12. 消費者庁

会社の製品がメキシコの一般消費者に販売されるのであれば当該製品が消費者保護の面でメキシコの公式規準に合致しているか否か解析しなければならない。

コメント

上記はメキシコ会社についての法的問題点についての概要です。なお環境問題及び労働問題については業種により法的規整が異なるのでご注意ください。なお税務に関しては当該専門でないので公認会計士と相談される事アドバイスします。